

令和5年12月22日

令和5年度第9回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和5年度第9回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市学校給食費の改定について
- 第2号 令和5年度松本市公民館活動推進功労者について
- 第3号 史跡小笠原氏城跡整備基本計画の策定について【非公開】
- 第4号 史跡松本城整備基本計画の策定について【非公開】
- 第5号 松本市立博物館の臨時開館について
- 第6号 指導上の措置について【非公開】

[報告]

- 第1号 令和5年松本市議会12月定例会の結果について
- 第2号 令和5年度上半期(4-9月)いじめ・体罰等の実態調査について
- 第3号 令和5年度上半期(4-9月)における不登校児童生徒の状況について

[その他]

|         |
|---------|
| 教育委員会資料 |
| 5・12・22 |
| 学校給食課   |

議案第 1 号

松本市学校給食費の改定について

1 趣旨

令和5年12月7日付け松本市教育員会諮問第4号で松本市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という）に諮問し、12月19日に答申のあった学校給食費の改定について協議するものです。

2 経過

5. 12. 7 教育委員会から運営委員会へ諮問  
19 運営委員会で答申について協議、決定

3 答申書

別紙のとおり

4 答申内容

(1) 令和6年2月からの松本市学校給食費について

- (ア) 令和6年2月からの学校給食費の1食あたりの金額を以下のとおりとされたい。

| 区分  | 現行   | 改定額  | 値上額 |
|-----|------|------|-----|
| 小学生 | 290円 | 312円 | 22円 |
| 中学生 | 340円 | 372円 | 32円 |

- (イ) 昨年からの物価の急激な上昇により主食（精米、小麦）、牛乳、油類以外にも広範囲にわたり給食食材の高騰が続いている。また、献立の工夫や食材の仕入れに伴うコストダウン等の努力をしてくれているが限界となっていることから、給食費の値上げはやむを得ないものとする。

(2) 要望事項

- (ア) 交付金等を活用するなど、可能な限り保護者の負担が増えないような配慮をお願いしたい。
- (イ) 成長期の児童生徒のために、必要な栄養価を満たした給食を安定的に提供して欲しい。

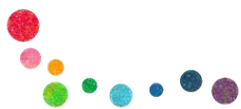
5 改定案

令和6年2月から、学校給食費1食あたりの金額を、上記4の1(ア)の表のとおりとする。

## 6 今後の対応

- (1) 保護者負担額については市長部局と協議します。
- (2) 適切な時期に保護者へ周知します。
- (3) 次期開催の庁議及び市議会経済文教委員協議会に報告します。

|     |        |
|-----|--------|
| 担当  | 学校給食課  |
| 課長  | 三代澤 昌秀 |
| (内線 | 2477)  |



学びに、遊びや体験を。





答申第1号  
令和5年12月19日

松本市教育委員会 様

松本市学校給食センター運営委員会  
委員長 伊藤 茂

松本市学校給食センター条例第5条第2項に基づく諮問について（答申）

令和5年12月7日付教育委員会諮問第4号により諮問のありました、令和6年2月からの松本市学校給食費について、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 令和6年2月からの松本市学校給食費について

(1) 令和6年2月からの学校給食費の1食あたりの金額を以下のとおりとされたい。

| 区分  | 現行   | 改定額  | 値上額 |
|-----|------|------|-----|
| 小学生 | 290円 | 312円 | 22円 |
| 中学生 | 340円 | 372円 | 32円 |

(2) 昨年からの物価の急激な上昇により主食（精米、小麦）、牛乳、油類以外にも広範囲にわたり給食食材の高騰が続いている。また、献立の工夫や食材の仕入れに伴うコストダウン等の努力をしてきているが限界となっていることから、給食費の値上げはやむを得ないものとする。

#### 2 要望事項

- (1) 交付金等を活用するなど、可能な限り保護者の負担が増えないような配慮をお願いしたい。
- (2) 成長期の児童生徒のために、必要な栄養価を満たした給食を安定的に提供して欲しい。

3 松本市学校給食センター運営委員会名簿

| 区 分    | 氏 名    | 役 職 名          |
|--------|--------|----------------|
| 学 校 長  | 伊藤 茂   | 二子小学校長         |
| 学 校 長  | 普明 秀幸  | 女鳥羽中学校長        |
| 学 校 長  | 五明 佳代  | 筑摩小学校校長        |
| PTA関係  | 高木 守   | 松本市PTA連合会会長    |
| PTA関係  | 米倉 直樹  | 菅野中PTA副会長      |
| PTA関係  | 石橋 治   | 岡田小PTA 会長      |
| PTA関係  | 齋藤 鮎美  | 梓川小PTA 学級会長会会長 |
| PTA関係  | 西澤 瑞穂  | 波田中PTA 会長      |
| PTA関係  | 横山 幸仁  | 会田中PTA 会長      |
| 松本市保健所 | 塚田 昌大  | 松本市保健所長        |
| 学 校 医  | 宮林 麻里  | 松本市医師会理事       |
| 学 校 医  | 百瀬 誠多  | 松本市歯科医師会理事     |
| 学校薬剤師  | 吉澤 貴代美 | 松本薬剤師会常務理事     |
| 学識経験者  | 中嶋 恒子  | 前県学校栄養教諭       |

|             |
|-------------|
| 教育委員会資料     |
| 5. 12. 22   |
| 生涯学習課・中央公民館 |

議案第 2 号

## 令和5年度松本市公民館活動推進功労者について

### 1 趣旨

松本市公民館活動推進功労者感謝状贈呈内規に基づき、令和5年度松本市公民館活動推進功労者について協議するものです。

### 2 推薦基準

- (1) 公民館の非常勤職員又は公民館運営審議会委員として6年以上在職し、退職または退任した者
- (2) 公民館委員として8年以上在職し、退任した者
- (3) 上記のほか、特に公民館活動推進のため尽力したと認められる者

### 3 功労者（候補者）

計19名 別紙功労者（候補者）名簿のとおり

### 4 感謝状の贈呈

中央公民館長及び地区公民館長から贈呈します。

|   |
|---|
| 担当 生涯学習課・中央公民館<br>課長 石川 善啓<br>(直通32-1132) |
|---|

## 令和5年度松本市公民館活動推進功労者（候補者）名簿

| No. | 氏名（ふりがな）            | 推薦館  | 役職区分                              | 在職期間                                  |   |        |
|-----|---------------------|------|-----------------------------------|---------------------------------------|---|--------|
| 1   | しらい みつこ<br>白井 充子    | 第一地区 | ・館報編集委員                           | H18.4.1                               | ～ R5.3.31   | 17年    |
| 2   | こばやし すみこ<br>小林 壽美子  | 第二地区 | ・文化委員                             | H23.4.1                               | ～ R5.3.31   | 12年    |
| 3   | しおほら おさむ<br>塩原 修    | 第三地区 | ・運営委員                             | H26.4.1                               | ～ R5.3.31   | 9年     |
| 4   | くまがい たけひさ<br>熊谷 武久  | 第三地区 | ・運営委員                             | H22.4.1                               | ～ R4.3.31   | 12年    |
| 5   | まるやま もりとし<br>丸山 守壽  | 城北   | ・館報編集委員                           | H18.4.1                               | ～ R5.3.31   | 17年    |
| 6   | おおつき えつこ<br>大月 悦子   | 城北   | ・館報編集委員<br>同上                     | H23.4.1<br>R2.4.1                     | ～ H29.3.31<br>～ R5.3.31                           | 9年     |
| 7   | たなか けんたろう<br>田中 健太郎 | 鎌田地区 | ・地区公民館長                           | H29.4.1                               | ～ R5.3.31   | 6年     |
| 8   | まつかわ やすひこ<br>松川 靖彦  | 鎌田地区 | ・館報編集委員<br>・運営委員                  | H23.6.1<br>H31.4.1                    | ～ R5.4.30<br>～ R5.3.31                            | 11年11月 |
| 9   | あさの まさゆき<br>浅野 正行   | 島立   | ・企画委員（運営委員）<br>・文化図書委員<br>・スポーツ委員 | H17.4.1<br>H27.4.1<br>H27.4.1         | ～ H21.3.31<br>～ R5.3.31<br>～ R3.3.31              | 12年    |
| 10  | きたの もとほる<br>北野 元晴   | 島立   | ・スポーツ委員<br>・文化図書委員                | H24.4.1<br>H30.4.1                    | ～ R5.3.31<br>～ R2.3.31                            | 10年    |
| 11  | やまだ ゆういち<br>山田 雄一   | 新村   | ・体育委員                             | H21.4.1                               | ～ R5.3.31   | 14年    |
| 12  | こまつ せいいち<br>小松 誠一   | 神林   | ・体育委員<br>・運営委員<br>同上<br>・館報編集委員   | S60.4.1<br>H1.4.1<br>R3.4.1<br>H3.4.1 | ～ S62.3.31<br>～ H3.3.31<br>～ R5.3.31<br>～ H8.3.31 | 11年    |
| 13  | わたなべ かしお<br>渡辺 賢夫   | 神林   | ・体育委員<br>・運営委員<br>同上              | H11.4.1<br>H13.4.1<br>H31.4.1         | ～ H13.3.31<br>～ H15.3.31<br>～ R5.3.31             | 8年     |
| 14  | ましほら やすひこ<br>吉原 靖彦  | 芳川   | ・体育委員                             | H25.4.1                               | ～ R5.3.31   | 10年    |
| 15  | やなぎさわ よしあき<br>柳澤 佳明 | 芳川   | ・体育委員                             | H25.4.1                               | ～ R5.3.31   | 10年    |
| 16  | しみず まさお<br>清水 正郎    | 寿台   | ・体育委員<br>同上<br>同上                 | S60.4.1<br>H1.4.1<br>H30.4.1          | ～ S63.3.31<br>～ H5.3.31<br>～ R5.3.31              | 12年    |
| 17  | くらた みちこ<br>倉田 美智子   | 岡田   | ・運営委員<br>・館報編集委員（全市版）             | H26.4.1<br>H18.4.1                    | ～ R5.3.31<br>～ H22.3.31                           | 13年    |
| 18  | さとう のりお<br>佐藤 紀夫    | 安曇   | ・文化委員                             | H25.4.1                               | ～ R5.3.31   | 10年    |
| 19  | おくはら しょうじ<br>奥原 章次  | 安曇   | ・体育委員                             | H24.4.1                               | ～ R4.12.6   | 9年8月   |



## 議案第 5 号

### 松本市立博物館の臨時開館について

#### 1 趣旨

市民・観光客の利便性の向上やまちなかの回遊性に資するため、松本市立博物館を臨時開館することについて協議するものです。

#### 2 臨時開館の内容

##### (1) 日時

令和6年1月1日（祝） 午前10時～午後3時

##### (2) 開館箇所

1階（子ども向け展示室を除く。）

##### (3) 開館内容

ア フリースペースの一般利用

イ 指定管理者自主事業として、売店・カフェを営業します。

ウ 講堂等の予約による貸室利用は行いません。

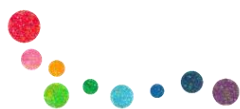
#### 3 周知方法

松本市ホームページ・松本まるごと博物館ホームページへ掲載します。

|    |     |
|----|-----|
| 担当 | 博物館 |
|----|-----|

|    |      |
|----|------|
| 館長 | 加藤 孝 |
|----|------|

|    |         |
|----|---------|
| 電話 | 32-0133 |
|----|---------|



学びに、遊びや体験を。



## 報告第 1 号

## 令和5年松本市議会12月定例会の結果について

## 1 趣旨

松本市議会12月定例会の結果について報告するものです。

## 2 会期等について

12月4日(月)から12月21日(木)まで18日間

一般質問 12月11日(月)から13日(水)まで3日間

経済文教委員会 12月15日(金)

## 3 審査内容及び結果

## (1) 経済文教委員会審査

## ア 請願

## (ア) 案件

a 請願第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願書

b 請願第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

## (イ) 集約結果

a 請願第4号 全会一致で採択されました。

b 請願第5号 全会一致で採択されました。

## イ 議案

## (ア) 案件

a 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について(池上百竹亭)

b 議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について(ふれあいパーク乗鞍)

c 議案第15号 令和5年度松本市一般会計補正予算中教育委員会関係予算

## 【主な内容】

## (債務負担行為)追加

・池上百竹亭指定管理料 2,500千円  
令和5年度から令和6年度までの指定管理料を追加

・ふれあいパーク乗鞍指定管理料 8,850千円  
令和5年度から令和10年度までの指定管理料を追加

## (債務負担行為)変更

・小学校長寿命化改良事業 13,900千円  
(菅野小学校第2期工事監理委託料)

・小学校長寿命化改良事業 686,690千円  
(菅野小学校第2期工事請負費)

令和5年11月14日実施の入札が不落になったことから、設計額の見直し、工事着工遅れによる債務負担割合の見直し、および地方債の対象工事の精査による変更

## (イ) 審査結果

a 原案どおり可決されました。

b 原案どおり可決されました。

c 原案どおり可決されました。

## (2) 経済文教委員協議会

### ア 協議事項

(1) 松本市部活動地域移行推進計画の策定について

### イ 報告事項

(1) 中学校への生理用品の配置について

(2) 通学費扶助に係る運用基準の見直しについて

(3) 史跡松本城太鼓門耐震対策工事期間の変更について

### ウ 委員からの主な意見等

<松本市部活動地域移行推進計画の策定について>

- ・部活動の地域移行とは、従来の部活動とは異なる概念であるということを、しっかり周知してほしい。令和7年度までの2年間で、意識の改革、発想の転換に意識を持っていかないと地域移行は上手く進まないのではないかとの発言があり、いままで学校で教員が担ってきた部活動という仕組みから、多様な地域の方々が、多様な活動で支えていただくということに、地域全体で変わっていくということの理解を丁寧に説明していくことが必要と考えるため、その周知に努めていきたい旨を答弁しました。
- ・指導者については、一定の資質、資格要件等を揃えていった方が良い。この団体にはコンプライアンス研修を受けた指導者がいるなど、公表していくことも検討されたいとの発言があり、指導者については大変な重要なことと認識しているため、今後公表していく上で、どのような公表の仕方をしていくかということも含めて、考えていきたいと答弁しました。

<中学校への生理用品の配置について>

- ・生理用品については、中学校だけでなく小学校にも早急に配備してほしいとの要望があり、今後学校と調整し、小学校でもモデル的に配置し、実施に向けて検討していく旨を答弁しました。

<通学費扶助に係る運用基準の見直しについて>

- ・1人でもその町会で該当者がでた場合は、当該町会の他の児童も認めるということによいのか。町会内で距離的に大きな差が生じた場合にどうなるのか、もう少し慎重な検討が必要ではないかとの発言がありました。

<史跡松本城太鼓門耐震対策工事期間の変更について>

- ・漆喰を使う現場が減ってきているが、将来、職人の確保という点においてどのような対策を考えているかとの発言があり、伝統的な技術を用いた職人については、文化庁が認定する伝統的技術保持者といった制度も活用しながら、今後検討していきたい旨を答弁しました。

### エ 審査結果

- ・協議事項(1)については了承と集約されました。
- ・報告事項(1)、(3)については承認、報告事項(2)については報告を受けたと集約されました。

|    |         |
|----|---------|
| 担当 | 教育政策課   |
| 課長 | 小西 えみ   |
| 電話 | 33-3980 |



|           |
|-----------|
| 教育委員会資料   |
| 5. 12. 22 |
| 学校教育課     |

報告第 2 号

令和5年度上半期（4-9月）いじめ・体罰等の実態調査について

1 趣旨

市内の全小中学校で2か月に一度実施しているいじめ・体罰等の実態調査について、令和5年度上半期（4-9月）の集計結果を報告するものです。

2 調査方法

- (1) 各学校において、約2か月に一度、児童生徒一人ひとりにアンケート調査を実施
- (2) 生徒指導事案の教職員による発見、本人や保護者からの訴え、これらの事案への聞き取りによる

3 調査結果の概要

別紙のとおり

4 いじめ・体罰等の傾向

- (1) 市内小学校において、体罰と認められる事案は1件ありました。
- (2) 小中学校におけるいじめの認知件数は394件であり、このうち111件が解消され、解消率は28.2%でした。
- (3) 学年別のいじめの認知件数において、小学校では、4年生が他学年と比較して多く64件でした。中学校では、学年が上がるにつれて少なくなる傾向があります。
- (4) いじめの発見のきっかけでは、アンケート調査など学校の取組みによりいじめが発見される割合が高く、小学校では49.2%、中学校では50.0%でした。また、本人からの訴えにより発見される割合も次に高い傾向がありました。
- (5) いじめられた児童生徒の相談状況（いじめを認知した時点）では、学級担任への相談の割合が高く、小学校では65.8%、中学校では56.7%でした。
- (6) いじめの様態では、「冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる」とする割合が高く、小学校では47.8%、中学校では53.5%でした。

5 いじめの解消に向けた対応

- (1) いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものであることを前提に、各校においては、いじめを積極的に認知し、認知したいじめについて校内で情報共有することとしています。また、いじめの相談を受けることの多い学級担任が一人で抱え込まない教職員間の風通しの良い雰囲気づくりに努め、早期に対応できるように配慮しています。
- (2) いじめは、アンケートなどの調査により発見される事案が多いことから、およそ2か月に1度の頻度で定期的なアンケートを実施しています。報告されたいじめについ

て学年及び学校を単位とした組織的対応が可能となるよう、対応経路について年度当初に職員間で確認することを依頼しています。

- (3) いじめは、児童生徒と教職員との会話、生活記録等への記載などにより発見されることもあるため、引き続き、教職員が威圧的にならず、児童生徒が自身の思いを表現しやすい物腰で接することを心掛けるなど、良好な関係づくりを進めるよう周知しています。一方、いじめについて誰にも相談していない児童生徒が一定数いることから、児童生徒が活用できる相談機関を紹介しています。
- (4) 各校においては、学校だより等を通じて、いじめの状況や防止のための取組等を保護者や地域の方々に継続的に周知するようにしています。また、年度末の教職員の異動や、進級や学級編成に伴う職員組織改編に伴い、前年度までに発生した事案が風化しないよう、年度毎の情報共有に努めています。
- (5) SNSやオンラインゲームなどインターネットに起因するいじめも少なくないことから、各校では、教職員、児童生徒及び保護者を対象としたメディアリテラシーの研修を行い、情報モラルの向上に努めています。また、インターネットの利用時間が多くなる長期休業前に、インターネットに起因するトラブルを回避するための指導を行っています。
- (6) 「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）」（文部科学省 | 令和5年3月10日）により、重大事態を文部科学省に報告することが示されました。子どもが充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ未然防止への取組みを改めて各校に依頼し、重大事態が発生した場合には速やかに報告し対応するよう再確認しています。
- (7) 心の健康状態の悪化を早期に発見しSOSを出すきっかけとなる、ICTを活用した「心の健康観察」を試験的に導入することを検討しています。今後は、導入に伴う課題点を整理し、実施範囲の拡大を検討していきます。
- (8) 「学校いじめ防止基本方針の見直しについて（依頼）」（長野県教育委員会 | 令和5年8月21日）により、各校の「いじめ防止基本方針」を見直すとともにいじめへの組織的な対応が図られるよう職員への周知を依頼しています。

**【担当】**

学校教育課 課長 清沢 卓子  
学校支援室 室長 坂口 俊樹  
電話 33-4397

## 1 調査結果の概要

(1) いじめの認知（発生）学校数・認知件数注<sup>1・2</sup>及び体罰の認知件数

| 区分  | 学校総数 (A) | いじめを認知した学校数 | いじめを認知していない学校数 | いじめの認知件数 (C) | 1校あたりの認知件数 (C/A) | 体罰の認知件数 |
|-----|----------|-------------|----------------|--------------|------------------|---------|
| 小学校 | 29       | 27          | 2              | 252          | 8.7              | 0       |
| 中学校 | 21       | 16          | 5              | 142          | 6.8              | 0       |
| 合計  | 50       | 43          | 7              | 394          | 7.9              | 0       |

注1) 文部科学省が年度末に実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」での「認知件数」は、「・・・年度間において、上記の（いじめの）定義に該当するいじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う」とされています。そのため、いじめを受けた児童生徒の人数で報告されることになります。

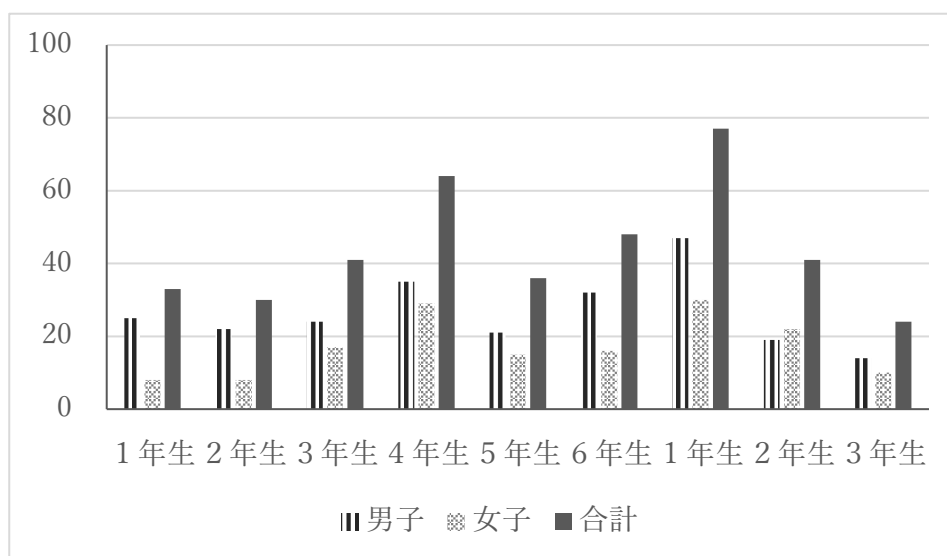
注2) 松本市における「認知件数」は、いじめの積極的な認知により早期発見と早期対応を促進する観点から、具体的ないじめの行為の回数となります。

## (2) いじめの現在の状況

| 区分  | 解消しているもの<br>(日常的に観察継続中) |        | 解消に向けて取組中 |        | その他<br>(転居等) |        | 合計<br>件数 |
|-----|-------------------------|--------|-----------|--------|--------------|--------|----------|
|     | 件数                      | 割合 (%) | 件数        | 割合 (%) | 件数           | 割合 (%) |          |
| 小学校 | 78                      | 31.0   | 174       | 69.0   | 0            | 0.0    | 252      |
| 中学校 | 33                      | 23.2   | 109       | 76.8   | 0            | 0.0    | 142      |
| 合計  | 111                     | 28.2   | 283       | 71.8   | 0            | 0.0    | 394      |

## (3) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

| 区分 | 小学校 |     |     |     |     |     | 中学校 |     |     |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|    | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 1年生 | 2年生 | 3年生 |
| 男子 | 25  | 22  | 24  | 35  | 21  | 32  | 47  | 19  | 14  |
| 女子 | 8   | 8   | 17  | 29  | 15  | 16  | 30  | 22  | 10  |
| 合計 | 33  | 30  | 41  | 64  | 36  | 48  | 77  | 41  | 24  |



※図は、表をグラフ化したものです。

#### (4) いじめの発見のきっかけ

| 区分                                  | 小学校 |        | 中学校 |        | 小中学校の合計 |        |
|-------------------------------------|-----|--------|-----|--------|---------|--------|
|                                     | 件数  | 割合 (%) | 件数  | 割合 (%) | 件数      | 割合 (%) |
| 学校の教職員等が発見した                        | 149 | 59.1   | 87  | 61.3   | 236     | 59.9   |
| ① 学級担任が発見した。                        | 22  | 8.7    | 10  | 7.0    | 32      | 8.1    |
| ② 学級担任以外の教職員が発見した。(養護教諭、SC等の相談員を除く) | 3   | 1.2    | 4   | 2.8    | 7       | 1.8    |
| ③ 養護教諭が発見した。                        | 0   | 0.0    | 2   | 1.4    | 2       | 0.5    |
| ④ スクールカウンセラー等の相談員が発見した。             | 0   | 0.0    | 0   | 0.0    | 0       | 0.0    |
| ⑤ アンケート調査など学校の取組により発見した。            | 124 | 49.2   | 71  | 50.0   | 195     | 49.5   |
| 学校の教職員以外からの情報により発見した。               | 103 | 40.9   | 55  | 38.7   | 158     | 40.1   |
| ⑥ 本人からの訴え                           | 47  | 18.7   | 31  | 21.8   | 78      | 19.8   |
| ⑦ 当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え               | 34  | 13.5   | 16  | 11.3   | 50      | 12.7   |
| ⑧ 児童生徒(本人を除く)からの情報                  | 15  | 6.0    | 4   | 2.8    | 19      | 4.8    |
| ⑨ 保護者(本人の保護者を除く)からの情報               | 7   | 2.8    | 4   | 2.8    | 11      | 2.8    |
| ⑩ 地域の住民からの情報                        | 0   | 0.0    | 0   | 0.0    | 0       | 0.0    |
| ⑪ 学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報           | 0   | 0.0    | 0   | 0.0    | 0       | 0.0    |
| ⑫ その他(匿名による投書など)                    | 0   | 0.0    | 0   | 0.0    | 0       | 0.0    |
| 合計                                  | 252 | 100.0  | 142 | 100.0  | 394     | 100.0  |

#### (5) いじめられた児童生徒の相談状況

| 区分                                  | 小学校 |        | 中学校 |        | 小中学校の合計 |        |
|-------------------------------------|-----|--------|-----|--------|---------|--------|
|                                     | 件数  | 割合 (%) | 件数  | 割合 (%) | 件数      | 割合 (%) |
| ① 学級担任に相談した。                        | 212 | 65.8   | 110 | 56.7   | 322     | 62.4   |
| ② 学級担任以外の教職員に相談した。(養護教諭、SC等の相談員を除く) | 15  | 4.7    | 19  | 9.8    | 34      | 6.6    |
| ③ 養護教諭に相談した。                        | 4   | 1.2    | 10  | 5.2    | 14      | 2.7    |
| ④ スクールカウンセラー等の相談員に相談した。             | 3   | 0.9    | 1   | 0.5    | 4       | 0.8    |
| ⑤ 学校以外の相談機関に相談した。(電話相談やメール等を含む)     | 6   | 1.9    | 2   | 1.0    | 8       | 1.6    |
| ⑥ 保護者や家族等に相談した。                     | 56  | 17.4   | 26  | 13.4   | 82      | 15.9   |
| ⑦ 友人に相談した。                          | 9   | 2.8    | 12  | 6.2    | 21      | 4.1    |
| ⑧ その他の人(地域の人など)に相談した。               | 1   | 0.3    | 0   | 0.0    | 1       | 0.2    |
| ⑨ 誰にも相談していない。                       | 16  | 5.0    | 14  | 7.2    | 30      | 5.8    |
| 合計                                  | 322 | 100.0  | 194 | 100.0  | 516     | 100.0  |

※複数選択可能な質問項目です。

#### (6) いじめの態様

| 区分                                  | 小学校 |        | 中学校 |        | 小中学校の合計 |        |
|-------------------------------------|-----|--------|-----|--------|---------|--------|
|                                     | 件数  | 割合 (%) | 件数  | 割合 (%) | 件数      | 割合 (%) |
| ① 冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる。           | 162 | 47.8   | 92  | 53.5   | 254     | 49.7   |
| ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。                | 30  | 8.8    | 9   | 5.2    | 39      | 7.6    |
| ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。   | 69  | 20.4   | 28  | 16.3   | 97      | 19.0   |
| ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。         | 26  | 7.7    | 2   | 1.2    | 28      | 5.5    |
| ⑤ 金品をたかられる。                         | 3   | 0.9    | 1   | 0.6    | 4       | 0.8    |
| ⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。     | 13  | 3.8    | 10  | 5.8    | 23      | 4.5    |
| ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 | 19  | 5.6    | 10  | 5.8    | 29      | 5.7    |
| ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。       | 2   | 0.6    | 7   | 4.1    | 9       | 1.8    |
| ⑨ その他                               | 15  | 4.4    | 13  | 7.6    | 28      | 5.5    |
| 合計                                  | 339 | 100.0  | 172 | 100.0  | 511     | 100.0  |

※複数選択可能な質問項目です。

|           |
|-----------|
| 教育委員会資料   |
| 5. 12. 22 |
| 学校教育課     |

## 報告第 3 号

### 令和5年度上半期（4－9月）における不登校児童生徒の状況について

#### 1 趣旨

市内全小中学校で毎月実施している不登校等長期欠席児童生徒に関わる実態調査について、令和5年度上半期（4－9月）の不登校児童生徒の状況及び不登校支援アドバイザーの活動や教育支援センターの状況について報告するものです。

#### 2 児童生徒の状況（別紙参照）

- (1) 累計30日以上欠席している児童生徒数は、前年度と比較して、小学校では64名、中学校では44名増加しています。
- (2) 教育支援センターの年間利用状況は、令和5年度上半期時点で小学生86名、中学生56名となり、令和4年度の年間利用状況（小学校63名、中学校53名）をやや上回る人数となっています。

#### 3 不登校児童生徒への支援

##### (1) 各校の取組み

###### ア 校内教育支援センター（旧校内中間教室）

学校支援室では、山間小規模校を除く全小中学校に、不登校及び不登校傾向の児童生徒を対象として支援を行う自立支援教員を41校に43名配置し、校内にも教育支援センターを設置して支援を継続しています。児童生徒が安心して過ごせる居場所となるように、学習のみならず他者と交流を図ることのできる環境を、一層充実できるよう努めています。（校内教育支援センター設置数は、令和4年11月30日現在で34校）

###### イ オンライン授業

不登校及び不登校傾向のある児童生徒が、校内教育支援センターに在籍して、原学級の授業をオンライン受講できるようにしています。

ウ 不登校児童生徒の出席の扱いや学習状況の評価が適切に行われるよう、改めて本市のガイドラインを全小中学校へ周知しています。（民間施設を利用し、出席扱いとして4月から9月に新規認定したケースは5名）

##### (2) 不登校支援アドバイザーによる支援（別紙参照）

不登校支援アドバイザーは、こども部が連携する「はぐルッポ」、「フリースペース十色」などを訪問し、学校外で活動している不登校児童生徒との交流を図り、得意な活動や苦手と捉えている状況を理解するように努めています。

また、公民館の協力のもと、「ほっとスペース笹賀・松原」の運営を行い、不登校児童生徒およびその保護者が安心できるよう関わりを深めています。（計46日、計28名参加）



これらの居場所で見られる子どもの活動の様子は、各学校と共有するとともに、具体的な支援の在り方を助言しています。

### (3) 教育支援センター（旧中間教室）による取組み（別紙参照）

#### ア 南部方面への支援

市の南部に居住する不登校児童生徒が教育支援センターを利用できるように、今年度8月に「寿教育支援センターよつば」を開所しました。子どもの思いや願いを聞きながら活動を考え、運動や遊び等の体験的な学習を取り入れることで子どもの社会的な自立を支援します。

#### イ 元気Upサッカー教室

教育支援センターに入室している児童生徒や不登校傾向のある児童生徒を対象として、松本山雅FCの協力のもと開催される「元気Upサッカー教室」を紹介し、参加を促しています。サッカーを通じて、体力向上を図るだけでなく、他者と楽しく交流する活動を持つようにしています。今年度は合計3回実施し72名の参加がありました。

### (4) 元気Up教育相談

児童生徒、保護者及び教職員を対象として、精神科医師およびSSWによる教育相談を年8回実施します。教育と医療および福祉の連携を図り、子どもの様々な状況に応じた迅速な対応に努めています。（12月まで計5回実施し、計38名利用）

## 4 不登校児童生徒を支える教職員への支援

### (1) 研修会の開催

自立支援教員を対象とした研修会で、不登校支援アドバイザーや指導主事等による講話を行っています。（11月までに計4日、計172名参加。2月にも1日開催予定）

教職員研修では、子どもの臨床心理学に造形の深い信州大学の専門家を講師に招き「不登校児童生徒の理解と支援」をテーマとした研修を5月に行いました（51名参加）。また5月から12月にかけて発達障がい詳しい専門家を講師とする研修会を計6回実施しました（約310名参加）。

次年度もより多くの教員が不登校児童生徒の理解を図り、支援を行うことができるよう研修を継続していく予定です。

### (2) 不登校支援アドバイザーによる学校訪問

不登校支援アドバイザーは、定期的に学校を訪問し、校長、教頭、支援に携わる教職員との面談を行い、不登校児童生徒の状況について情報を共有するとともに、支援の方向性について助言しています。

定期的な学校訪問により、児童生徒の状況を把握するとともに、必要に応じて、教育支援センターや元気Up教育相談等に関わる情報を提供するなど、多面的な支援を進めています。

### (3) スクールソーシャルワーカー（SSW）による支援

市内全小学校において、SSWと指導主事によるスクリーニング会議を実施し、SSWや指導主事が、要望のある小学校へ継続支援する体制を整えています。

## 5 不登校児童生徒への支援に係わる課題と今後の展望

- (1) 不登校傾向のある児童生徒を含め、全ての子どもの支援ニーズを早期に発見するシステムとして「心の健康観察」の導入が期待されています。本市においても、潜在的な支援ニーズがありながらも支援が届かなかった子どもに対して、必要な支援を早期に実現するために、このシステムの全市展開を目指して、まずは12月中旬以降から、小学校1校、中学校1校において試験的な導入を行います。
- (2) 増加の一途をたどる不登校児童生徒への対策として、オンラインでの学習支援を今後も継続するとともに、家庭から出られない子どもが他者の交流するきっかけ作りとして、オンラインで交流する機会を設けるなど、不登校児童生徒の社会的自立に向けた具体的な取組みについて検討していきます。
- (3) 10月25日に、教育長、教育監及び指導主事等の計6名が、学びの多様化学校として全国から注目されている岐阜市立草潤中学校の視察を行いました。

ここでは、週に数回の登校や家庭からオンライン授業を受けるなど、授業を受ける学習スタイルを生徒が選択できるほか、各種参考書やドリルなどを揃えた各教科の学び直しができる学習コーナーを設置したり、図書館にテントやハンモックを設けくつろぎのスペースを作りだすなど、学習環境や居心地のよさを感じる空間を整えています。また一人ひとりの子どもの姿を全職員で共有し、それぞれの子どもにあった支援を徹底して行うことに力を注いでいます。このような取組みにより、小学校で不登校だった生徒の約80%が登校できています。

今後も、教職員研修計画に基づく子ども観、教育観などの編み直しを進め、一人ひとり沿った支援に努めていきます。

### 【担当】

学校教育課 課長 清沢 卓子  
学校支援室 室長 坂口 俊樹  
電話 33-4397

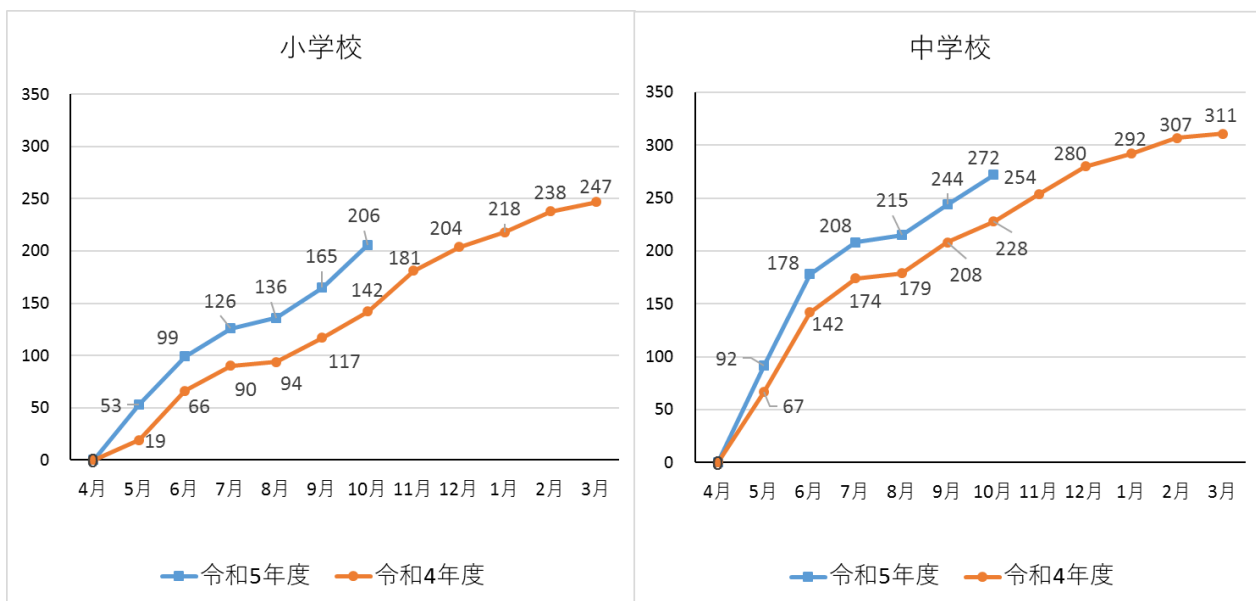
# 1 児童生徒の欠席状況

## (1) 月半数以上欠席している児童生徒数及び累計30日以上欠席している児童生徒数

| 校種  | 年度    | 項目              | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  |
|-----|-------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小学校 | 令和5年度 | 月半数以上欠席数        | 109 | 136 | 147 | 152 | 160 | 149 | 176 |     |     |     |     |     |
|     |       | (内月全欠生徒数)       | 30  | 46  | 44  | 51  | 67  | 39  | 45  |     |     |     |     |     |
|     |       | 累計30日以上欠席数(不登校) | 0   | 53  | 99  | 126 | 136 | 165 | 206 |     |     |     |     |     |
|     | 令和4年度 | 月半数以上欠席数        | 72  | 98  | 112 | 114 | 117 | 113 | 139 | 148 | 147 | 163 | 165 | 155 |
|     |       | (内月全欠児童数)       | 2   | 24  | 28  | 37  | 53  | 25  | 31  | 38  | 49  | 49  | 56  | 42  |
|     |       | 累計30日以上欠席数(不登校) | 0   | 19  | 66  | 90  | 94  | 117 | 142 | 181 | 204 | 218 | 238 | 247 |
| 中学校 | 令和5年度 | 月半数以上欠席数        | 207 | 253 | 262 | 256 | 266 | 282 | 290 |     |     |     |     |     |
|     |       | (内月全欠生徒数)       | 52  | 69  | 63  | 71  | 119 | 78  | 111 |     |     |     |     |     |
|     |       | 累計30日以上欠席数(不登校) | 0   | 92  | 178 | 208 | 215 | 244 | 272 |     |     |     |     |     |
|     | 令和4年度 | 月半数以上欠席数        | 163 | 196 | 220 | 235 | 245 | 260 | 268 | 283 | 286 | 288 | 317 | 286 |
|     |       | (内月全欠児童数)       | 32  | 62  | 57  | 70  | 128 | 81  | 75  | 77  | 84  | 104 | 115 | 86  |
|     |       | 累計30日以上欠席数(不登校) | 0   | 67  | 142 | 174 | 179 | 208 | 228 | 254 | 280 | 292 | 307 | 311 |

注) 月半数以上欠席している児童生徒数と全欠児童生徒数には、病気による欠席や民間施設への登校などを理由とする欠席者も含まれています。

## (2) 累積30日以上欠席している児童生徒数(不登校数)の推移と前年度比較



# 2 不登校支援アドバイザーの学校訪問支援の状況(年度間)

## (1) 学校訪問回数(回)

|       | 小学校 | 中学校 | 合計  |
|-------|-----|-----|-----|
| 令和5年度 | 55  | 58  | 113 |
| 令和4年度 | 104 | 103 | 207 |

注) 令和5年度は上半期(4-9月)の数値。令和4年度は通年の数値。

## (2) 訪問形態 (回)

|       | 面談 (学校訪問 + 家庭訪問 + 支援会議) | 児童生徒観察 (授業参観) | 支援会議<br>あるぶ連絡会 | 家庭訪問 | 中間教室等<br>訪問 | ほっとスペース<br>(松原) | ほっとスペース<br>(笹賀) |
|-------|-------------------------|---------------|----------------|------|-------------|-----------------|-----------------|
| 令和5年度 | 135                     | 219           | 12             | 10   | 23          | 22              | 24              |
| 令和4年度 | 251                     | 423           | 33             | 16   | 30          | 59              | 4               |

注) 令和5年度は上半期 (4-9月) の数値。令和4年度は通年の数値。

## (3) 面談相手 (回)

|       | 校長  | 教頭  | 生徒指導不登校支援等担当 | 児童生徒 | 保護者 | 養護教諭等 | 学級担任 |
|-------|-----|-----|--------------|------|-----|-------|------|
| 令和5年度 | 102 | 130 | 62           | 55   | 98  | 26    | 34   |
| 令和4年度 | 154 | 312 | 155          | 33   | 60  | 51    | 87   |

注) 令和5年度は上半期 (4-9月) の数値。令和4年度は通年の数値。

## 3 教育支援センター (旧: 中間教室) の状況

### (1) 通所児童生徒の状況

#### ア 教育支援センター通所児童生徒数の10年間の推移 (人)

|    | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童 | 7      | 12     | 11     | 6      | 17     | 21    | 33    | 45    | 63    | 103   |
| 生徒 | 48     | 46     | 39     | 47     | 53     | 37    | 29    | 40    | 53    | 62    |
| 全体 | 55     | 58     | 50     | 53     | 70     | 58    | 62    | 85    | 116   | 165   |
| 復帰 | 33     | 26     | 18     | 23     | 38     | 19    | 45    | 24    | 32    |       |

注) 令和5年度は上半期 (4-9月) の数値。平成26年度から令和4年度までは通年の数値。

#### イ 在籍児童生徒数 (人) ※入室届の提出なく利用がある場合を含む

|    | 山辺    |       | 鎌田    |       | 波田    |       | 寿     |       | 合計    |       |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|    | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 児童 | 38    | 43    | 0     | 12    | 25    | 29    | 0     | 19    | 63    | 103   |
| 生徒 | 15    | 18    | 27    | 24    | 11    | 14    | 0     | 6     | 53    | 62    |
| 合計 | 53    | 61    | 27    | 36    | 36    | 43    | 0     | 25    | 116   | 165   |

注) 令和5年度は上半期 (4-9月) の数値。令和4年度までは通年の数値。寿教育支援センターの数値は、令和5年8月の開所から9月末までのもの。

### (2) 保護者や学校との連絡相談の現状 (回)

|          | 山辺  | 鎌田  | 波田  | 寿  | 合計  |
|----------|-----|-----|-----|----|-----|
| 面接相談     | 166 | 188 | 40  | 23 | 417 |
| 家庭訪問     | 0   | 0   | 1   | 0  | 1   |
| 学校訪問     | 14  | 6   | 2   | 15 | 37  |
| 電話相談     | 238 | 55  | 117 | 34 | 444 |
| 関係諸機関連絡等 | 10  | 99  | 45  | 75 | 229 |

注) 数値は、令和5年度上半期 (4-9月) のもの。寿教育支援センターの数値は、令和5年8月の開所から9月末までのもの。